

## 新潟県中越地震災害義援金にご協力いただき ましてありがとうございました

昨年10月に発生致しました「新潟県中越地震」に対しまして義援金箱を設置致しました。

義援金箱に対して患者様、職員有志から多くのご協力をいただきました。

皆様からお預かりした義援金の総額は¥45,000 - でございます。

1月4日、向日町郵便局より、「日本赤十字社本社 新潟県中越地震災害義援金」宛に送金いたしました。ご協力誠にありがとうございました。

一日も早い被災地の復興を心よりお祈り申し上げます。

## 預かり金の精算について

夜間、時間外等で治療費の一部をお預かり金としてお支払いただいた患者様のご精算についてお知らせいたします。

ご精算の際は「預かり証」を必ずご持参下さい。

健康保険をご利用になる際は、「預かり証」と「健康保険証」をご持参のうえ、2週間以内にご精算下さい。

やむを得ず2週間以内にお越しいただけない場合は、必ず病院にご連絡下さい。

ご精算は、返金がある場合の都合上、休日・土曜日以外の10:00～19:00までにお越し下さいますようお願いいたします。

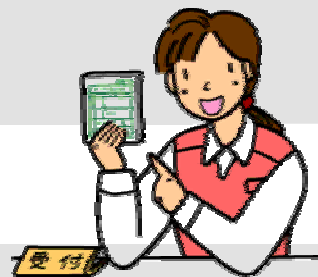


## 保険証の確認についてのお願い

当院では毎月初めに保険証の確認をさせていただいております。その月の最初に来院された場合は、受付で必ずご提示下さいますよう、ご協力お願い致します。

保険証のご提示がない患者様には、こちらからお声掛けいたしますが、3ヶ月以上保険証のご提示が無い場合は、診療代が私費扱いになる場合がございますので、十分お気を付け下さい。

また、保険証の内容が変更になられた場合も、速やかにご提示下さいますようお願い致します。



## 乙訓二市一町(長岡京市・向日市・大山崎町)の 国民健康保険をご利用の患者様へお知らせ

平成17年が有効期限の国民健康保険証をご利用の患者様へお知らせいたします。

3月31日をもって、有効期限がまいります。2月より随時新しい国民健康保険証が配布されますので、お手持ちの健康保険証が変更になりましたら、月初・月末関係なくご提示お願いいたします。

## 新河端病院 理念

### 信頼と安心の医療

1. 患者様に感動をしていただける医療を実践します。
1. 患者様に選んでいただける病院づくりを実践します。

## 「患者さまの権利」

患者さまには次のような権利があります。私たちはその権利を尊重するような医療を行います。

- 医療を受ける権利
- 知る権利
- 自分で決定する権利
- プライバシーを守られる権利



医療法人 医修会 新河端病院